

提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第13号議案 県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する一部を改正する条例

【議案提出の理由】

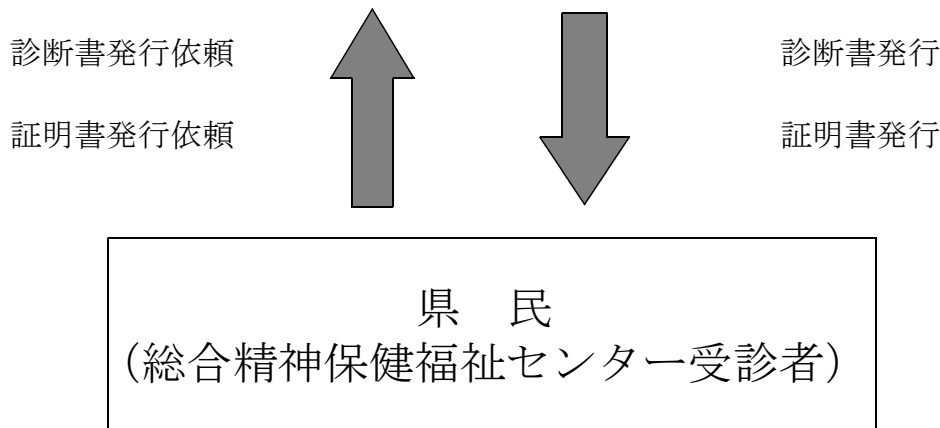
沖縄県立総合精神保健福祉センターにおける診断書及び証明書に係る発行手数料の額の適正化を図る必要がある。

【議案の概要】

- (1) 沖縄県立総合精神保健福祉センターにおける診断書及び証明書に係る発行手数料の額を改正する。(別表第2関係)
- (2) 施行期日は、平成31年4月1日とする。(附則第1項)

【説明】

総合精神保健福祉センター(精神保健福祉法第6条)
都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関を置くものとする



※総合精神保健福祉センターは精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行い、相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うとともに、総合精神保健福祉センター所長が精神科医師であるため、地域の診療所としての役割も担っている。